

大和市監査委員告示第18号

令和7年10月30日付け大和市監査委員告示第17号をもって公表した教育部に対する監査結果報告について、大和市教育委員会教育長から措置を講じた旨通知があるので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年11月21日

大和市監査委員 中 村 正 樹

大和市監査委員 赤 嶺 太 一

監査の結果	措置の内容
(指導室) 行政財産の貸付・目的外使用許可に関する事務において、調定が遅延しているものがあった。	(指導室) マニュアルの内容を見直し、年度替わり及び各月に実施する内容をマニュアルの巻頭に置くことで、センター長・指導主事・事務それぞれが各月に確認・チェックを行い、各業務において漏れがないように確認できる体制を整え、再発防止に努めます。